

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）72条の2第3項の規定に基づく個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年9月1日付けで行った平成29年度分の個人事業税賦課処分（別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

- (1) 請求人の行っている業務は、法による個人事業税の対象となる個人の行う事業には該当しない。
- (2) 本件争点として、処分庁は、請求人が秘書を雇用しているというが、請求人は当該秘書を直接雇用している訳ではない。当該秘書に対する報酬の一部を経費として控除していること（本件計算書の「給料賃金」欄）は確かであるが、当該秘書は、〇〇生命保

険株式会社（以下「本件会社」という。）との間で直接雇用契約を締結して、同社の支社に所属し、同社の就業規則に基づいて秘書業務を行っているものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年3月8日	諮問
平成30年4月23日	審議（第20回第4部会）
平成30年5月21日	審議（第21回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法72条の2第3項によれば、個人事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課するものとされている。
- (2) 東京都では、個人事業税の課税事務の運営に当たり、「個人事業税課税事務提要（通達）」（平成24年8月1日付24主課第153号東京都主税局長通達。以下「事務提要」という。）を策定しており、「事業」の定義について、「事業とは、一般に営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算に

において独立的に反復継続して行われる経済行為と解される。しかし、事業の意義については地方税法上特段これを定義する規定が設けられていないため、ある経済行為が事業に該当するかどうかの判断は、最終的には法意及び社会通念に照らして行うこととなる。」としている（事務提要第3章・第1節・第1・1・(1)）。

事務提要における上記の「事業」の定義は、法の趣旨に合致したものとして、その合理性を認めることができるものである。

また、事業を行う個人に当たるか否かの判断基準について、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日付総税都第16号総務大臣通知。以下「取扱通知」という。）によれば、事業を行う個人とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている個人をいうものであり、他の諸法規において雇傭者としての取扱いを受けているということのみの理由で直ちに法上「事業を行う者」に該当しないとはいえないのであるが、「その事業に従事している形態が契約によって明確に規制されているときは、雇傭関係の有無はその契約内容における事業の収支の結果が自己の負担に帰属するかどうかによって判断し、また契約の内容が上記のごとく明確でないときは、その土地の慣習、慣行等をも勘案のうえ当該事業の実態に即して判断すること」とされている（取扱通知第3章・第1節・第1・1の5・(2)）。

- (3) 上記(1)の第一種事業に該当するものとして、法72条の2第8項23号により、代理業もこれに含まれることとされている。

事務提要では、代理業は、①一定の商人のために（原則として特定の者のために）、②反復継続して行われ、③取引を代理し、又は媒介する、④独立した事業であると認められることが

必要であるとした上で、「個人事業税にいう代理業は、通常は、自らが支配、管理することのできる営業所を有し、営業費を支出し、自己の活動形式と労働時間を決定して、そのなした行為について手数料を歩合的に受け取っているものであること。身分的従属関係のみを重視し、実質的に自己の責任において営業行為とみなし得る収支計算を行っている者に対して課税しないことは、課税の均衡を失することとなるため、十分調査を行うこと。」としている（事務提要第3章・第2節・第23・1、同2・(1)）。

事務提要における上記の「代理業」の定義は、法の趣旨に合致したものとして、その合理性を認めることができるものである。

- (4) 法72条の50第1項によれば、個人事業税を課する場合には、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち、法72条の49の12第1項においてその計算の例によるものとされる所得税法26条及び27条に規定する不動産所得及び事業所得について、当該個人が税務官署に申告した課税標準を基準として行うものとされている。
- (5) 所得税法21条1項1号及び22条1項は、所得税の課税標準の一つである総所得金額を構成するものとして、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を掲げる。同法27条1項は、事業所得について、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいうとし、同条2項は、事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とすると定める。

同法 143 条は、事業所得を生ずべき業務を行う者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書を青色の申告書により提出することができることと定め、同法 144 条は、その年分以後の各年分の所得税につき同法 143 条の承認を受けようとする者は、その年の 3 月 15 日までに当該業務に係る所得の種類その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないと定めている。

2 本件処分について

(1) そこで、請求人の業務が法 72 条の 2 第 8 項 23 号に規定する「代理業」に該当するか否かについて検討する。

ア 請求人は、本件確定申告書及び本件計算書によれば、平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間、本件会社のために、保険外交員として、保険募集業務及びそれらに関連する業務（以下「本件会社業務」という。）を行い、本件会社から報酬の支払いを受けていたことが認められる。

イ また、本件確定申告書によれば、請求人は、職業を「保険外交員」と記載し、報酬の種目を「外交員報酬」とした上で、本件会社業務に係る当該報酬を事業所得として青色申告により申告していることが認められる。

ウ そして、本件青色申告決算書によれば、請求人は、売上（収入）金額を 29,568,881 円、必要経費を 13,695,829 円と計上しており、請求人の場合、収入金額の 46 パーセント余に及ぶ営業費を負担していることが認められる。

また、本件青色申告決算書「月別売上（収入）金額及び仕入金額」によれば、平成 28 年 1 月から 12 月までの月ごとの売上（収入）金額は毎月異なっており、月ごとの売上（収入）金額の最大額と最小額との格差は 392 万余円に及んで

いることが認められる。

これらのことからすると、請求人は、本件会社に対して、単に労務の提供を行っているのではなく、自己の危険と計算において独立して事業を行っているものと認められる。

エ さらに、本件青色申告決算書「減価償却費の計算」によれば、請求人は、自宅の一部を事業用として用いており、また、平成28年中の償却期間を12月と計上している。これらのことから、請求人は、年間を通じて、継続的に本件会社業務を行っていることが認められる。

オ したがって、本件会社業務は、営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為（1・2）である「事業」に該当しているから、請求人は事業を行う個人であることが認められる。

(2) 次に、本件確定申告書によれば、請求人は、自らの職業を「保険外交員」として申告し、所得の種目を「外交員報酬」として当該報酬の支払者を本件会社であると記載していることから、請求人は、本件会社から、本件会社業務の対価として外交員報酬を得ていることが認められるところ、所得税法204条1項4号に規定する「外交員」とは、「事業主の委託を受け、継続的に事業主の商品等の購入の勧誘を行い、購入者と事業主との間の売買契約の締結を媒介する役務を自己の計算において事業主に提供し、その報酬が商品等の販売高に応じて定められている者」と解されている（平成11年3月11日国税不服審判所裁決（WEBサイト公表裁決事例。裁決事例集No. 57206頁）参照）。

また、本件会社業務として行われる「保険募集」とは、保険業法2条26項によれば、「保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう」とされているところ、具体的には、保険契約

の締結の勧誘、その契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明、保険契約の申込みの受領及びその他の保険契約の締結の代理又は媒介といった行為をいうものと解されている（金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針（平成29年9月）」Ⅱ-4-2-1・(1)）。

(3) したがって、請求人が保険外交員として行う本件会社業務は、「①一定の商人のために（原則として特定の者のために）、②反復継続して行われ、③取引を代理し、又は媒介する、④独立した事業」（1・(3)）である「代理業」に該当すると判断するのが相当であり、法72条の2第3項の第一種事業の「代理業」に当たるものと認められる。

(4) 以上のとおりであるから、本件処分は、請求人が行う第一種事業（代理業）に対して、法令等の定めに基づき適正に個人事業税を課したものであるということができ、税額の違算等の事実もないことから、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、上記（第3・(1)）のとおり主張する。しかしながら、本件処分は適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められないことは上記のとおり（2・(4)）であって、請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、上記（第3・(2)）のとおり、当該秘書は本件会社が直接雇用しており、請求人が直接雇用している訳ではないことを挙げて、請求人は個人事業税の対象事業者には該当しないと主張する。しかしながら、請求人が本件会社業務の一部を当該秘書に行わせ、また、請求人は、自らが秘書に対する報酬の一部を経費（給料賃金）として計上して申告をしており、当該業務に対して当該秘書に報酬を支払うことにより自ら経費を負担していることは、請求人が自己の危険と計算において独立して事業を行っていることを認定すべき要素となるものであって、このことは

当該秘書の直接の雇用者が本件会社であることとは矛盾する事柄ではないのであるから、請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙(略)